

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**
(支給は1世帯につき1回限り)

給付金の支給時期

弥富市が確認書(または申請書)を
受理した日から **2週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により
令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

弥富市から
確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で弥富市に
住民登録のある世帯へ
確認書が送付されます。

詳しくは右ページ「①」へ

申請が必要です

申請期間：2月28日(月)(予定)
～9月30日(金)

弥富市に住民登録がある場合、
弥富市受付窓口へ申請してください。
※申請時点で住民登録のある市町村が
窓口となります。
【申請書配布先】市ホームページもしくは
弥富市受付窓口にて配布

詳しくは右ページ「②」へ

支給手続きや支給要件の詳細は右ページをご確認ください。
なお、「①」で支給された世帯は「②」の対象にはなりません。

給付金の支給手続き

①令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日
以前から現住所にお住まいの対象世帯

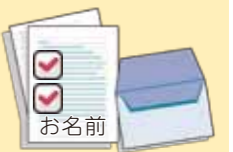
世帯の中に、令和3年1月2日以降に
転入した方がいる対象世帯

令和3年度住民税均等割非課税である
ことを弥富市が前住所地に確認します。

弥富市から、給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。

中身を確認し、必要事項を記入のうえ、弥富市に**返信してください。**
【確認事項】

- ①世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けていないこと
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと



②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される水準は、市区町村ごとに異なります。)(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(弥富市の場合)
単身の場合：93万円以下、2人世帯で家族1人を扶養している場合：137.8万円以下

●給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

●申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに
弥富市に直接または郵送でご提出ください。

※添付が必要な書類については市ホームページもしくは市コールセンター(☎64-1200)にてご確認ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、
不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や
郵便があった場合は、市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

(0120)526-145
受付時間 9:00～20:00
(土・日曜日、祝日を含む)

弥富市住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金担当

弥富市受付窓口
〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田 335
弥富市役所本庁舎 4階 会議室2
弥富市コールセンター(受付時間 平日 8:30～17:00)
☎64-1200